

## 第八次前橋市総合計画策定支援業務委託 事業者選定審査委員会設置要綱

### (目的)

第1条 第八次前橋市総合計画策定支援業務の実施に関して、適性かつ公平に審査を実施するため、第八次前橋市総合計画策定支援業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について所掌する。  
(1) 第八次前橋市総合計画策定支援業務の審査に関すること。  
(2) その他目的を達成するため必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 審査委員会は、県都まえばし創生本部有識者を含む委員5名をもって構成する。  
2 委員は以下のとおりとする  
(1) 副市長  
(2) 教育長  
(3) 未来創造部長  
(4) 政策推進課長  
(5) 前橋商工会議所専務理事（県都まえばし創生本部有識者会議委員）  
3 審査委員会の委員長は副市長を、副委員長は前橋商工会議所専務理事（県都まえばし創生本部有識者会議委員）を充てる。  
4 委員の任期は審査委員会の業務終了時までとする。

### (会議)

第4条 審査委員会は、必要に応じ委員長が召集する。  
2 審査委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。ただし、書類の持ち回りにより開催することを妨げない。  
3 審査委員会の議事は、出席委員の合意により決するものとする。

### (意見聴取)

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会に、専門的事項に

関し学識経験を有する者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、第八次前橋市総合計画策定支援業務企画提案に応募しようとする者に対し便宜供与等を図ってはならない。
- 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、本市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(審査結果の公表等)

第7条 審査委員会は、非公開とする。

- 2 審査委員会は、審査の経過及び結果について、公表する事項、時期等を自ら決定し、公表することができる。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、政策推進課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し、必要な事項は審査委員会が別に定める。

附　　則

この要綱は、令和8年1月16日から施行する。